

# 第6期札幌市子どもの権利委員会 第2回委員会

## 会 議 録

日 時：2021年5月11日（火）

場 所：書面会議

## 1. 開 会

○15名の書面表決書の提出により、会議成立とする。

## 2. 議 事

議事：「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和2年度  
取組状況報告について

○加藤 委員長

・次の2点が気になりました。

① 誤植について：報告書21頁13行目

(誤) 権利条例の基づき

(正) 権利条例に基づき

② ひとつと説明ないし注記があったほうが親切と思われる点について：

報告書22頁「活動指標」中、令和2年度の件数が目標値とかけ離れており、かなり目立つので、報告書としては、ひとつと言及があったほうが親切のように思われる。

○小澤 副委員長

・条例に基づき適切に取組が行われています。

その他、議事に対する意見は特にございませぬ。

○D 委員

・取組状況報告書や市民アンケート調査報告書等は、HP等で公開される資料情報ではありますが、法律系・福祉系学部等を有する大学に、学生の研究論文のテーマの決定等にご活用いただけるよう、積極的に送付案内する等して、「子どもの権利」をより発展的に周知・啓発するツールとしても使用することも良いと思いました。

また、それにより取り組まれた論文等を本委員会において取扱うことができる機会などもあれば、「子どもの権利」に興味関心を抱いてくれる学生等も増え、ソーシャルアクションが広がる可能性も感じました。

○J 委員

・子ども・子育てに関する調査において、性別を選択する欄がありますが必要なのでしょうか？LGBTQ+（セクシュアル・マイノリティ）の方もいらっしゃるのでは、あえて書く必要がないのであれば、この欄は消す、もしくは「その他」の部分で「わからない」に変えたり、初めから自由記載欄とすると良いのではないかと思います。

・子ども（10～12歳）の回答用紙のその他の欄が小さいものがあるため、鉛筆を使用すると思われる小学生のためにもう少しスペースを広く取ってもいいのではないかと思います。

## ○I 委員

・子供の権利の名称については、多くの人にも知られているのにも関わらず、その内容が伝わっていないという現状があるので、子供の権利に興味を持ってもらえるだけでなく、内容も知りたいと思ってもらえるように周知していく必要があると思います。

・TwitterとYouTubeを利用したとありました。確かにSNSを利用して周知するのは効果が期待できると思いますが、Instagramも利用したらもっと多くの人に見ていただけると考えます。私の周りではSNSの中でInstagramを1番多く利用している人が多いからです。

・このコロナ禍の中で子育てに対して不安を持つ親が多いという現状があるということが資料を読んで分かりました。私の学校のボランティア局では簡単にできる手遊びや紙人形劇の動画、塗り絵などを作成して近所の保育園や児童会館へ届けるという活動を行いました。このような活動を札幌市の多くの学校へ広めていけると改善につながると考えます。

## ○F 委員

・アンケートの取りまとめご苦労様でございました。この会に参加させていただいた当初よりも子ども自身が自分と向き合っているように感じました。

昨年度はコロナ感染症の流行で思うように活動ができなかった子どもたちを思うと本当に一日も早い終結を願って止みません。

子どもたちは、自分の持っている権利について理解しようとしていることは間違いなく、そのことで虐待から逃れている子どもがいるのは事実です。権利について真剣に向き合っている子どもたちがいる一方、受け入れる施設は、コロナの感染でのクラスター発生に脅威を感じ、緊急の一時保護などに応じることができない状態です。子どもアシストセンターの報告を観て、昨年度、親子関係で悩んだ親子の多さに胸が痛み、子どもを護るための施設で子どもを護る機能をはたしていないことは本当に苦しい思いでいます。

そして、「いじめ」が現在でも横行し、犠牲になる子どもがいること、なんともすまない「いじめ」に対する問題の根深さを感じました。

今後、教員数やCW・スクールカウンセラーなどの増員をすすめ、子どもが話をしやすい体制を至急整えていくことが必要だと考えます。コロナ感染で、学級閉鎖などの処置がとられ、教員の目の届かないところで起きる問題にどのように対応していくか、携帯電話のSNSなどの利用についてのマナーの周知など、手をうたなければならないことは多くあると感じました。

今後もこのような形になることが多くなると思いますが、皆様どうぞ、ご自愛くださいませしてお過ごしください。

## ○G 委員

・報告書p.4にあります、(1)子どもの権利の普及・啓発や理解促進の実施に関するパンフレット等の中で、前期委員会まで配付されていましたが、年度カレンダー付啓発ポスターは廃

止と理解してよろしいでしょうか。また発刊を取りやめた理由をお聞きします。

・報告書 p.5 にあります、④出前講座等の実施数 22 件のうち、「その他」が内訳でもっとも多くなっておりませんが、具体的にどのようなところからの依頼であったか、わかる範囲でご説明をお願いします。

・報告書 p.11～12 にあります、(2)施設や地域における子どもの参加の促進で地域住民を交えた世代間交流をはじめ、(3)子どもの権利に関する施策実施状況の調査での把握からも新型コロナ禍で実施予定のものが中止され、事例数が非常に厳しい結果になっています。今後の新型コロナ禍の長期化傾向を踏まえ、当面どのような対策を講じる考えがあるかお教えください。

・報告書 p.14 にあります、いじめられたことがある件数が前年度比で減少したことについて、その主なる理由は新型コロナ禍によるものと理解してよろしいでしょうか。

また、同頁にあります、【若者への支援（若者支援施設）】に関して、令和2年度から内閣府は若者の枠組みを49歳まで拡大しました。この支援はその枠組みに対応したもので、実施している高卒資格認定試験に向けた学習支援につきましても49歳までを対象としている、と理解してよろしいでしょうか。ご説明をお願いします。

・報告書 p.17 にあります、子どもの権利侵害からの救済として導入されています相談活動で、子ども本人からはLINE、Eメール相談が高い割合を示していますが、LINEの個人情報管理問題で令和3年3月26日以降中止を余儀なくされている点について、その代替措置案（別なSNSツール）は検討される予定はあるのでしょうか。わかる範囲でご説明をお願いします。

・最後に、新型コロナ禍の影響により委員会がリアルにて開催ができない状況のなか、現在書面表決による会議をすすめておりますが、全市民に納得がいく十分な話し合いや議論を重ねることが難しい側面があると思われまます。zoom オンラインなど対面会議により近いビデオ通話会議を検討していくことも必要と思われまます、これについての札幌市としての意見をお願いいたします。

## ○K 委員

・資料1の報告書では、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき、実に多岐にわたる活動・事業が展開されている中、令和2年度は、コロナ禍との関係から実施することができなかった活動等もかなりの数に上ることが説明されています。令和3年度についても、同様の危惧があると考えまます、感染予防等の観点から従来企画・実施されていた活動等を実施することができなくなる場合、それに代わってどのような事業・活動が考えられ得るか（実施が次年度以降となるものも含めて）について、例えばウェブ会議システムの活用等を通じて、子どもたちの意見・ニーズを直接受け止めながら探っていくことも、対処方法の一つかと考えまます。

・また、資料1の報告書によりまますと、子どもアシストセンターの活動について、令和2

年度は救済の申立てがなかったとのことですが、過年度の実績については言及がありません。制度の一層の改善を図るには、救済申立制度が実際にどれだけ活用され、どのように機能しているかを検証することも必要と考えます。つきましては、今後、支障のない範囲で、過年度の実績についても記載されることをご検討いただければと思います。

○A 委員

・意義ございません。

○H 委員

・基本施策1について

子どもの権利について、内容の認知度が低いようである（10歳以上の子どもに対するアンケート結果では、子どもの権利について、聞いたことはあっても内容は分からない子どもが31.5%、聞いたことが無い子どもが28.5%で合計60%となっている。）。今後も、広報だけにとどまらず、子どもが、小さい頃から年齢に応じた方法で、子どもの権利について知り、考えられる機会・方法を検討すべきである。

・基本施策3について

スクールカウンセラーの配置時間数が、ここ4年間変わっていないが、この時間数で対応しきれているのか。現場のニーズがあるのであれば、増加等、適切な措置をとるべきである。スクールソーシャルワーカーについても同様であり、積極的に活用していく方向で、検討してほしい。

・基本施策4について

子どもに対するアンケートによれば、相談機関が周知されていないのではないかと。アシストセンターについても、全体で約4割の子どもが知らないと回答している。アシストセンターは、権利侵害に限らず、また子どもに限らず保護者も含め広く相談でき、関係機関の調査・調整まで担うもので、子ども・保護者にとって頼れる機関であると思うので、今後とも、是非、広報に力を入れていただきたい。

○E 委員

・様々な取り組みが成されている事が汲み取れる分かり易い資料を有り難うございました。

私自身も「子どもの権利」と記載されたパンフレット、ポスターを良く目にするようになりました（学校や、公衆の場、お便りなど）また、今の時代に合った「LINE」での取り組みも素晴らしいと思います。

一方、スマホなどの端末を持っていない子どもも多くいます。公衆電話が無くなった今、関わる大人の窓口化も重要です。

子どもの権利と聞いてどれだけの大人が説明できるのか？という部分の解消としては、

まず教職員全員に向けた研修。更に、教職・保育・子供と関わる仕事を目指す学校、資格取得期間のカリキュラムにも取り入れるべきではないかと提案致します。（札幌市の令和2年教職員の総数が小学だけでも4000人を越えていることから教員向けの研修参加人数の底上げが必要と感じた）そこから保護者→子供、教員→子供という2段階での情報共有で子供達が成人することには社会的認知が広がるようにしていきたい。

大人の「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」50%は低い数値。どうしてそう思うのか？の問いも今後いれ（わからないと答える方も多いように見受けられる）、どう数値を上げていくかの検討も必要。この数値が上がる事で、子供達にも「自分は大切にされている」「権利がある」と伝わり、自尊心や自己肯定感も上がっていくのではないかと考えております。

・子供に分かり易い情報発信という点ですが、紙媒体だけでは低学年への認知は難しい様です（小学2年の我が子の場合）

このコロナ禍ではイベント企画も難しくなっていますが、CAPと言うプログラムを以前受けたことがあります。ロープレ形式、劇仕立てでとても分かり易く、園児や低学年にもオススメ出来ます。<http://cap-j.net/program/pillar>  
道徳の授業での取り入れの検討を願います。

・産前からの認知という点も虐待防止に一役買ってくれるので、母子手帳とフライヤー配布はとてもいい案だと感じました。しかし、「あかちゃん」に興味が集中しているこの時期に、そのフライヤーの存在に気がついて深く読み調べていく親御さんがどれだけいるか、疑問点も残ります。

子育ての困り事から、どう子供の権利の侵害が成されるかなど事例をあげ、両親教室でのスライド上映&ディスカッション 自我が目覚める1歳頃での両親教室開催など、新しい取り組みも検討して頂けたら嬉しいです。

## ○B 委員

・様々な媒体を活用してパンフレットや広報誌を配布していることがわかりました。また、新たな取り組みとして各区保健センターや保育・子育て支援センターでの配布がされたとありましたが、保育園や病院への配布はされているのか確認したいと思いました。

・令和2年度は出前講座ができる環境になかったため、実績が少なかったのは残念であった。説明動画の作成をされたということであったが、ぜひ視聴させていただきたいと思います。今後はオンラインも検討していただきなかなか行けない地域の啓発促進につながることを期待します。

・その他の「コンコース内の札幌スマイル市政PRコーナー」の放映は大人への広報としてよい場所ではないかと思いました。

・(1)③4まち子ども交流事業はコロナ禍のためオンライン開催となっていましたが、できる範囲のことで交流できたことに意義があったと思いました。

- ・（３）については、今後のコロナの影響を考慮して、参加方法を検討する必要があると思いました。
- ・（１）のSCの配置時数は、学校の休校時期にも配置されていたのか、休校後にニーズが増えて配置時間が増えたのか、例年と同じ時数であったことに驚きました。
- ・（３）①の「子どもコーディネータ」は平成30年からの事業ですが、アウトリーチとして期待しています。この相談受案件数が少なかったのがコロナのためであれば、非常に残念です。しかし、②のSSWの対応件数が増加していることから、顔の見える距離での支援にニーズがあると感じます。
- ・（１）②相談活動の実績について実件数が減少し延べ件数が増加していることに、相談内容の複雑さ、深刻さがあるのではないかと想像します。子ども本人から一番使用されている相談方法であった通信アプリを使用していた相談が休止を余儀なくされたことは、非常に残念ですが、個人情報を守る安全性が確認されるまでは仕方ないと思っています。
- ・（２）⑤個人的に思春期の健康問題が研究テーマですので、この調査、支援事業について具体的にお聞きしたいと思いました。調査結果は公表されているのでしょうか。

#### ○M 委員

・コロナ禍で子どもたちの不安や権利を主張する所を作って下さっていて、沢山の取組をして下さっている事にありがたく思います。

子どもたちが親にも友だちなどにも相談出来なく一人でかかえ、悩んでいる姿は見られません。

今は色々な方法で相談でき、気軽に自分の気持ちを伝える事が出来る一方、人と話してむきあって伝える時間が少なくなっている事も子どもの成長に不安を感じる要素でもあると思います。

札幌市が子どもの権利を守ってくれるためのこの取組は、もっと多くの市町村などとの子ども同士の交流をもっとつづけてほしいと思います。

川崎市にも私が体験した子どもの権利を守って活動している所があります。ぜひ交流をしていただきたいと思います。

#### ○L 委員

・長引くコロナ禍において、子ども達が自身の持つ権利について考える機会が減少してしまっているのでは ではないかと思っていたが、交流会のオンライン化など新たな開催方法を取り入れた理解促進の取組みが行われていた。また、SNSでの広報活動やカード・ステッカーといった啓発方法の多様化は、学校などの教育の場だけでなく日常生活の中でも子どもの権利に触れるきっかけとなっているのだと感じた。子どもの権利が身近なものになることで、困難や課題を抱えた際により気軽に適切な窓口へ相談ができるようになるのだと思った。

令和2年度からの新たな取組みである乳幼児保護者向けリーフレットの取組みからは、まず保護者に子どもの権利というものがあるということを知ってもらうことが、普及啓発の入口であり権利を守っていくために必要なことなのだと改めて感じた。

#### 〇〇 委員

- ・子どもの権利の認知度についてです。

聞いたことはあるが内容はわからな人、聞いたことがない人、合わせて60%。学校の授業ではあまり内容について詳しく学ばないので、自分たちのすぐく身近なところにも子どもの権利が関わっていることを知る機会が少なく、知らない人がいます。

なので、チラシなどを配る回数を増やしてほしいです。